令和4年度 妙高市制度資金融資のご案内 ~企業の皆様を応援します~

◆取扱金融機関:新井信用金庫、第四北越銀行、八十二銀行、えちご上越農業協同組合

◆申込用紙 : 市役所観光商工課、取扱金融機関に用意してあります。

◆問い合わせ : 市役所観光商工課商工振興グループ (TEL 74-0019)、取扱金融機関

◆その他 : • 市制度融資をご利用の場合には、市税の納税証明書(法人である場合にあっては、法人分及び代

表権のある役員分の納税証明書)が必要となります。

・金融機関の審査によっては、融資のご要望にお応えできない場合があります。

◆新潟県信用保証協会の信用保証料を補給します

制度名地方産業育成資金

・市が補給する信用保証料の補給率は次の通りです。

200万円以下・・・ 保証料の100%200万円超600万円以下・・・ 保証料の70%600万円超1,000万円以下・・・ 保証料の60%

1,000万円超 ~ 5,000万円以下 ・・・ 保証料の 50%

- ※ 新潟県制度資金は「小規模企業支援資金」「短期事業資金」「セーフティネット資金」「事業再生資金」「フロンティア企業支援資金(新技術・新事業等展開枠、脱炭素枠、設備投資促進枠)」「中小企業創業等支援資金」「経営改善サポート資金」「事業承継資金」「小規模企業者カードローン当座貸越根保証」が対象ですが、これらの資金で保証料補給を受ける場合は、市へ信用保証料補給申請書と市税の納税証明書(法人である場合にあっては、法人分及び代表権のある役員分の納税証明書)の提出が必要です。
- ※ 保証料補給の対象は、一つの申請につき、融資額が5,000万円以下のものに限ります。
- ※ 新潟県セーフティネット資金融資要綱第7条第2項の表第1項、第3項及び第7項の規定による融資のうち新型 コロナウイルス感染症を原因とする融資に関し補給する信用保証料の率は、第3条の規定にかかわらず次の率と する。 5,000万円以下のもの 信用保証料の100%

	NOTE A PARTIE			
目 的	市内中小商工業者の育成振興を図る。			
使 途	運転資金・設備資金			
融資対象	市内に住所または事業所を有し、現に対象業種に属する事業を営んでいる中小企業者			
貸付限度額	1,000 万円			
貸付期間	運転資金:5年以内 設備資金:7年以内			
返済方法	6 カ月以内据置。毎月元金均等償還。ただし、貸付期間が 6 カ月以内の場合は一括返済可			
	信保付 <u>年 1. 70%</u> (責任共有制度対象外)			
貸付利率	<u>年 1. 90%</u> (責任共有制度対象)			
	その他 <u>年 2. 20%</u>			
	日本標準産業分類(平成25年10月改訂)に定めるC鉱業、採石業、砂利採取業、D建設業、			
	E製造業、G情報通信業、H運輸業、郵便業、I卸売業、小売業、L学術研究、専門・技術サー			
11 77 114 77	ビス業、M宿泊業、飲食サービス業、N生活関連サービス業、娯楽業、O教育、学習支援業、P			
対 象 業 種	医療、福祉、Q複合サービス事業及びRサービス業(他に分類されないもの)。ただし、風俗営			
	業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条規定する営業、			
	N生活関連サービス業、娯楽業のうち娯楽業並びにP医療、福祉のうち医療業を除く。			
保証人及び担保				
休証人及ひ担休	並融饿倒の走めるところによる。必要に応し宗信用休祉協会の休祉			
た田伊証料の特外				
信用保証料の補給	貸付金額に応じて保証料補給あり			
信用保証料の補給 制 度 名				
	貸付金額に応じて保証料補給あり			
制 度 名	貸付金額に応じて保証料補給あり 産業振興資金【一般資金】			
制 度 名 目 的 使 途	貸付金額に応じて保証料補給あり 産業振興資金【一般資金】 中小企業者の健全で積極的な設備投資と事業経営のための金融補完を図る。			
制 度 名 目 的 使 途 融 資 対	貸付金額に応じて保証料補給あり 産業振興資金【一般資金】 中小企業者の健全で積極的な設備投資と事業経営のための金融補完を図る。 運転資金・設備資金 ・市内に住所または事業所を有し、対象業種に属する事業を営む中小企業者 ・市内に事業所を新設し、対象業種に属する事業を営むうとする市外の中小企業者			
制 度 名 目 的 使 途	貸付金額に応じて保証料補給あり 産業振興資金【一般資金】 中小企業者の健全で積極的な設備投資と事業経営のための金融補完を図る。 運転資金・設備資金 ・市内に住所または事業所を有し、対象業種に属する事業を営む中小企業者 ・市内に事業所を新設し、対象業種に属する事業を営もうとする市外の中小企業者 運転資金:1,000万円、設備資金:3,000万円			
制 度 名 目 的 使 途 融 資 対 象 貸 付 限 度 額	貸付金額に応じて保証料補給あり 産業振興資金【一般資金】 中小企業者の健全で積極的な設備投資と事業経営のための金融補完を図る。 運転資金・設備資金 ・市内に住所または事業所を有し、対象業種に属する事業を営む中小企業者 ・市内に事業所を新設し、対象業種に属する事業を営もうとする市外の中小企業者 運転資金:1,000万円、設備資金:3,000万円 運転資金:5年以内			
制 度 名 目 的 使 途 融 資 対 象 貸 付 限 度 額 貸 付 期 間	貸付金額に応じて保証料補給あり 産業振興資金【一般資金】 中小企業者の健全で積極的な設備投資と事業経営のための金融補完を図る。 運転資金・設備資金 ・市内に住所または事業所を有し、対象業種に属する事業を営む中小企業者 ・市内に事業所を新設し、対象業種に属する事業を営む中小企業者 運転資金:1,000万円、設備資金:3,000万円 運転資金:5年以内 設備資金:1000万円まで7年以内、1,000万円超~3,000万円まで10年以内			
制 度 名 目 的 使 途 融 資 対 象 貸 付 期 間 返 済 方 法	貸付金額に応じて保証料補給あり 産業振興資金【一般資金】 中小企業者の健全で積極的な設備投資と事業経営のための金融補完を図る。 運転資金・設備資金 ・市内に住所または事業所を有し、対象業種に属する事業を営む中小企業者 ・市内に事業所を新設し、対象業種に属する事業を営むうとする市外の中小企業者 運転資金:1,000万円、設備資金:3,000万円 運転資金:5年以内 設備資金:1000万円まで7年以内、1,000万円超~3,000万円まで10年以内 6カ月以内据置。毎月元金均等償還。			
制 度 名 目 的 使 途 融 資 対 象 貸 付 限 度 額 貸 付 期 間	貸付金額に応じて保証料補給あり 産業振興資金【一般資金】 中小企業者の健全で積極的な設備投資と事業経営のための金融補完を図る。 運転資金・設備資金 ・市内に住所または事業所を有し、対象業種に属する事業を営む中小企業者 ・市内に事業所を新設し、対象業種に属する事業を営むうとする市外の中小企業者 運転資金:1,000万円、設備資金:3,000万円 運転資金:5年以内 設備資金:1000万円まで7年以内、1,000万円超~3,000万円まで10年以内 6カ月以内据置。毎月元金均等償還。 指定金融機関の短期プライムレートに準じた率 (変動)			
制 度 名 目 的 使 途 融 資 対 象 貸 付 期 間 返 済 方 法	貸付金額に応じて保証料補給あり 産業振興資金【一般資金】 中小企業者の健全で積極的な設備投資と事業経営のための金融補完を図る。 運転資金・設備資金 ・市内に住所または事業所を有し、対象業種に属する事業を営む中小企業者 ・市内に事業所を新設し、対象業種に属する事業を営むする市外の中小企業者 運転資金:1,000万円、設備資金:3,000万円 運転資金:5年以内 設備資金:1000万円まで7年以内、1,000万円超~3,000万円まで10年以内 6カ月以内据置。毎月元金均等償還。 指定金融機関の短期プライムレートに準じた率 (変動) 「地方産業育成資金」の対象業種及び妙高市企業振興奨励条例に規定する奨励企業の指定を			
制 度 名 目 的 使 途 融 資 対 度 貸 付 期 間 返 済 方 法 貸 付 利 本	貸付金額に応じて保証料補給あり 産業振興資金【一般資金】 中小企業者の健全で積極的な設備投資と事業経営のための金融補完を図る。 運転資金・設備資金 ・市内に住所または事業所を有し、対象業種に属する事業を営む中小企業者 ・市内に事業所を新設し、対象業種に属する事業を営む中小企業者 運転資金:1,000万円、設備資金:3,000万円 運転資金:5年以内 設備資金:1000万円まで7年以内、1,000万円超~3,000万円まで10年以内 6カ月以内据置。毎月元金均等償還。 指定金融機関の短期プライムレートに準じた率 (変動) 「地方産業育成資金」の対象業種及び妙高市企業振興奨励条例に規定する奨励企業の指定を受けた中小企業者			
制 度 名 目 的 使 済 融 資 対 度 貸 付 期 間 返 方 入 利 対 象 業 種 保証 人及び担保	貸付金額に応じて保証料補給あり 産業振興資金【一般資金】 中小企業者の健全で積極的な設備投資と事業経営のための金融補完を図る。 運転資金・設備資金 ・市内に住所または事業所を有し、対象業種に属する事業を営む中小企業者 ・市内に事業所を新設し、対象業種に属する事業を営む中小企業者 運転資金:1,000万円、設備資金:3,000万円 運転資金:5年以内 設備資金:1000万円まで7年以内、1,000万円超~3,000万円まで10年以内 6カ月以内据置。毎月元金均等償還。 指定金融機関の短期プライムレートに準じた率 (変動) 「地方産業育成資金」の対象業種及び妙高市企業振興奨励条例に規定する奨励企業の指定を受けた中小企業者 金融機関の定めるところによる。必要に応じ県信用保証協会の保証			
制 度 名 日	貸付金額に応じて保証料補給あり 産業振興資金【一般資金】 中小企業者の健全で積極的な設備投資と事業経営のための金融補完を図る。 運転資金・設備資金 ・市内に住所または事業所を有し、対象業種に属する事業を営む中小企業者 ・市内に事業所を新設し、対象業種に属する事業を営むウル企業者 運転資金:1,000万円、設備資金:3,000万円 運転資金:5年以内 設備資金:1000万円まで7年以内、1,000万円超~3,000万円まで10年以内 6カ月以内据置。毎月元金均等償還。 指定金融機関の短期プライムレートに準じた率 (変動) 「地方産業育成資金」の対象業種及び妙高市企業振興奨励条例に規定する奨励企業の指定を受けた中小企業者 金融機関の定めるところによる。必要に応じ県信用保証協会の保証 貸付金額に応じて保証料補給あり			
制 度 名 目 的 使 済 融 資 対 度 貸 付 期 間 返 方 入 利 対 象 業 種 保証 人及び担保	貸付金額に応じて保証料補給あり 産業振興資金【一般資金】 中小企業者の健全で積極的な設備投資と事業経営のための金融補完を図る。 運転資金・設備資金 ・市内に住所または事業所を有し、対象業種に属する事業を営む中小企業者 ・市内に事業所を新設し、対象業種に属する事業を営む中小企業者 運転資金:1,000万円、設備資金:3,000万円 運転資金:5年以内 設備資金:1000万円まで7年以内、1,000万円超~3,000万円まで10年以内 6カ月以内据置。毎月元金均等償還。 指定金融機関の短期プライムレートに準じた率 (変動) 「地方産業育成資金」の対象業種及び妙高市企業振興奨励条例に規定する奨励企業の指定を受けた中小企業者 金融機関の定めるところによる。必要に応じ県信用保証協会の保証			

制	度	名	産業振興資金【特別資金】		
			新規事業展開、事業の高度化、新技術新製品などの研究開発、従業	員の福利厚生施設の充実、市	
目		的	民生活に密着した産業創出、中心市街地商業の活性化及び新規開業	に対し、特別な資金を融資す	
			ることで産業の活性化と振興を図る。		
使		途	運転資金・設備資金		
			★新展開資金	★新規開業支援資金	
			市または3セクが分譲または賃貸する土地などに施設設備を設け、事業展	・市内に住所を有し、事業を営	
			開を図る中小企業者	んでいない個人が借入金額	
		•	★高度化資金	と同額以上の自己資金を有	
			市内に住所または事業所を有し、現に対象業種に属する事業を営み、その	する場合であって、かつ、1	
			事業の生産性の向上、経営の合理化、経営基盤の強化などを図るため設備	カ月以内に新たに事業を開	
			の新設または改善及び事業の共同化、集団化を行う中小企業者	始する具体的計画を有する	
			★新技術(新エネルギー)新製品開発資金	場合	
			市内に住所または事業所を有し、現に対象業種に属する事業を営み、新技	・市内に住所を有し、事業を営	
			術新製品などを開発するために研究または研修を行う中小企業者	んでいない個人が借入金額	
			★福利厚生施設資金	と同額以上の自己資金を有	
			市内に住所または事業所を有し、現に対象業種に属する事業を営み、従業	する場合であって、かつ、2	
融	資 対	象	員の福利厚生施設の充実を図る中小企業者	カ月以内に市内に住所を有	
			★ニューライフ産業創出資金	する新たな会社を設立し、当	
			市内で次の事業を営む、または営もうとする中小企業者	該会社が事業を開始する具	
			①エコマーク商品の製造または販売 ②福祉関連機器類の製造または販売	体的計画を有する場合	
			② 分価性関連機器類の製造または販売 (3)シルバーマーク認定を受けた(もしくはそれに準ずる)サービス業	・中小企業者である会社が市内	
			④家事等生活支援サービス業(一時保育サービス、託老サービス、御用聞き	に住所を有する新たな中小	
			サービスなど)	企業者である会社を設立し、 当該会社が事業を開始する	
			※ ①、②、④については、当該商品またはサービスの売上高が総売上	国該会社が争業を開始する 具体的計画を有する場合	
		•	高の10%以上を占めていること。	共体的計画を有りる場合	
			★中心市街地商業活性化資金		
			対象業種に属し、中心市街地において個店又は共同店舗等として利用するた		
			めの保留床取得やテナント出店、集団での店舗改装・景観統一、新たな出店		
			を行う中小企業者	1777 + 7 '77 A - 7 Ht '77 A - 0 A - 1	
			運転資金:2,000万円	運転資金、設備資金の合計	
			設備資金:1億円(新展開資金及び高度化資金は2億円)	で 1,000 万円	
貸	付 限 度	額	(設備資金は総投資額の 2/3 以内、ただし中心市街地の場合 4/5		
			以内) ※ 一般資金、特別資金の重複借入可。ただし最高貸付額は		
			ス		
			運転資金:5年以内	運転資金:5年以内	
1¥.	/ - #n	88	設備資金: 1,000万円まで 7年以内	設備資金:7年以内	
貸	付 期	間	1,000 万円超~3,000 万円まで 10 年以内	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
			3,000 万円超~2 億円まで 15 年以内		
返	済 方	法	6 カ月以内据置。毎月元金均等償還	1年以内据置。毎月元金均等償還	
貸	付 利	率	指定金融機関の短期プライムレートに準じた率(変動)		
	 象 業	括	「地方産業育成資金」の対象業種及び妙高市企業振興奨励条例に	規定する奨励企業の指定を	
対	象 業	種	受けた中小企業者		
保訂	正人及び担	! 保	金融機関の定めによる。また、必要に応じ県信用保証協会の保証		
信用	信用保証料の補給 貸付金額に応じて保証料補給あり				
	元金返済一時的猶予 既存債務の一時的な元金返済猶予可(1年以内、再猶予可。ただし金融機関の審査による)				
借	換	え	産業振興資金(一般または特別の運転資金)へ借換え可。(ただし会		
_					

制	度	:	名	企業立地特別資金		
目			的	工場団地への企業立地の促進を図る。		
使			途	用地取得費及び造成費・工場の建設費・付属施設及び機械設備などの設置費		
融	資	対	象	新井東部工場団地及び新井工場団地に工場などを移転または新設する企業者		
貸	付 限	度	額	2 億円 (総投資額の 2/3 以内)		
貸	付	期	間	15 年以内		
返	済	方	法	2 年以内据置。毎月元金均等償還		
貸	付	利	率	指定金融機関の短期プライムレートに準じた率(変動)		
保	証人及	び担・	保	金融機関の定めるところによる。必要に応じ県信用保証協会の保証		
信月	用保証料	柳 補	給	貸付金額に応じて保証料補給あり		
元金	金返済一日	诗的猶	予	既存債務の一時的な元金返済猶予可 (1年以内、再猶予可。ただし金融機関の審査による)		
借	換		え	産業振興資金(一般または特別の運転資金)へ借換え可。(ただし金融機関の審査による)		